

広島県告示第七百六十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
済生会広島病院	安芸郡坂町北新地二丁目 三番一〇号	平成二九年二月一〇日	更新
尾鍋外科病院	広島市中区国泰寺町一丁 目九番一二号	平成二九年二月一〇日	更新